

テレビハンガー実用新案権侵害事件：大阪地裁平 16(ワ)14438 平成 17 年  
12 月 1 日判決（棄却）

〔キーワード〕

無効事由，特許法 104 条の 3（実 30 条準用）

〔事 実〕

1. 原告（株式会社オーエス）は、「考案の名称」を「テレビハンガー」として平成 4 年 10 月 28 日に出願し、平成 9 年 9 月 19 日に設定登録された実用新案登録第 2559570 号の実用新案権者である。

この実用新案権の「実用新案登録請求の範囲」は、次の 2 項から成る。

【請求項 1】天井等からテレビを吊り下げ状態に設置するテレビハンガーであって、テレビを載置するハンガー本体下方に、ビデオデッキを載置するための箱体状のビデオデッキ用ハンガーを併設し、ビデオデッキ用ハンガーの両側板に、内方に突出させた上押さえ片を有するビデオデッキ固定金具を、上下にスライド自在に取り付け、載置したビデオデッキを上面から押圧して固定可能としたことを特徴とするテレビハンガー。

【請求項 2】上押さえ片と側片とよりなる L 型のビデオデッキ固定金具の側片を、ビデオデッキ用ハンガーの側板の内面に当接し、ビデオデッキ用ハンガーの側板の外側から上下に開口した長孔を通して取付ネジの先端を挿入してビデオデッキ固定金具に螺合させて取り付けることにより、ビデオデッキ固定金具を上下にスライド自在とした請求項 1 記載のテレビハンガー。

被告（株式会社シネマ工房）は、平成 12 年ころから、別紙物件目録記載のテレビハンガー及びビデオケース（以下「被告製品」という。）をカタログに記載して、製造販売を開始し、原告からの警告を受けて一旦製造販売を中止したものの、現在は製造販売を再開している。

被告製品の構成は、次のとおりである。

- a 天井等からテレビを吊り下げた状態に設置するテレビハンガーである。
  - b テレビを載置するテレビハンガーの下方に、ビデオケースを併設する。
  - c ビデオケースの両側板に、内方に突出させた上押さえ片を有するビデオデッキ固定金具を、上下にスライド自在に取り付ける。
  - d 載置したビデオデッキを上面から押圧して固定可能としている。
  - e テレビハンガーである。
- さらに、被告製品は、
- f 上押さえ片と側片とよりなる L 型のビデオデッキ固定金具の側片が、ビデオケースの側板の内面に当接している。
  - g ビデオケースの側板の外側から上下に開口した長孔を通して取付けネ

ジの先端を挿入してビデオデッキ固定金具を螺合させて取り付けることにより、ビデオデッキ固定金具を上下にスライド自在としている。

h 上記 a ないし e の構成を備えたテレビハンガーである。

2. この事件の争点は、次の点にあった。

(1) 本件考案 1 及び 2 に係る実用新案登録（以下「本件実用新案登録」という。）は登録無効審判により無効とされるべきものか。

ア 本件考案 1 及び 2 はその出願前に頒布された刊行物である乙第 1 号証に記載されたものであるか。（争点 1）

イ 本件考案 1 及び 2 は、その出願前に頒布された刊行物である乙第 2 号証及び同第 4 号証に記載された考案に基づいて容易に考案することができたものであるか。（争点 2）

ウ 本件考案 1 及び 2 は、その出願前に頒布された刊行物である乙第 1 号証、乙第 4 号証及び乙第 5 号証に記載された考案に基づいて容易に考案することができたものであるか。（争点 3）

(2) 原告の損害（争点 4）

〔判 断〕

本件の主要な争点は、本件実用新案登録が登録無効審判により無効とされるべきものであるか否かであり（実用新案法 30 条，特許法 104 条の 3），被告は、その無効事由の 1 つとして、本件考案 1 及び 2 が、その出願前に頒布された刊行物である乙第 2 号証（引用刊行物 1）及び乙第 4 号証（引用刊行物 2）に記載された考案に基づいて容易に考案することができたものであって（実用新案法 3 条 2 項，1 項 3 号），同法 37 条 1 項 2 号の無効事由があると主張する（争点 2）ので、まず、この点について判断する。

1 本件考案 1 及び 2 の技術内容等について

そこで、本件考案 1 及び 2 の技術内容等についてみるに、本件明細書（甲 1 の 1）には、次の記載がある。

(1) 【産業上の利用分野】、【従来の技術】の部分

本件考案は、天井等からテレビ及びビデオデッキを吊り下げ状態に設置するためのテレビハンガーに関するものである。

従来、テレビハンガーを用いた場合、天井から吊り下げたテレビハンガー内にテレビを設置し、ビデオデッキは別のテーブル等の上に設置し、このように距離をあけて設置したテレビとビデオデッキを接続ケーブルを用いて接続して使用している。

(2) 【考案が解決しようとする課題】の部分

しかし、従来の方法であると、このように離れて設置したテレビとビデオデッキとを接続ケーブルを用いて接続する必要があるので、接続ケーブルが邪魔となり、また長い接続ケーブルが必要となるので不経済であるという問題点があった。更に、テレビとビデオデッキを離れて別の場所に設置しているので、例えばテレビとビデオデッキの電源スイッチを入れたり、ビデオデッキにビデオカセットの出し入れを行ったり、加えてテレビとビデオデッキのリモコンスイッチの操作等においても面倒であるという問題点もあった。そこで、本件考案は、テレビとビデオデッキを近接して吊り下げることにより、接続ケーブルが邪魔にならず、しかもテレビやビデオデッキの操作が簡単になり、更にビデオデッキの大きさに応じて調整して設置することができるテレビハンガーを提供することを目的とする。

### (3) 【課題を解決するための手段】の部分

上記目的を達成するために、請求項1のテレビハンガーは、天井等からテレビを吊り下げ状態に設置するテレビハンガーであって、テレビを載置するハンガー本体下方に、ビデオデッキを載置するための箱体状のビデオデッキ用ハンガーを併設し、ビデオデッキ用ハンガーの両側板に、内方に突出させた上押さえ片を有するビデオデッキ固定金具を、上下にスライド自在に取り付け、載置したビデオデッキを上面から押圧して固定可能としたことを特徴とする。

また、請求項2のテレビハンガーは、上押さえ片と側片とよりなるL型のビデオデッキ固定金具の側片を、ビデオデッキ用ハンガーの側板の内面に当接し、ビデオデッキ用ハンガーの側板の外側から上下に開口した長孔を通して取付ネジの先端を挿入してビデオデッキ固定金具に螺合させて取り付けることにより、ビデオデッキ固定金具を上下にスライド自在としたものである。

### (4) 【考案の効果】の部分

請求項1のテレビハンガーによれば、ハンガー本体にはテレビを載置するとともに、ビデオデッキ用ハンガーにはビデオデッキを載置することにより、テレビ及びビデオデッキを吊り下げ状態で、しかもテレビの下方にビデオデッキを近接して設置することができるので、テレビとビデオデッキを接続する接続ケーブルが邪魔にならず、その上接続ケーブルが短くて済み、しかも、テレビとビデオデッキの操作が行い易くなる。しかも、ビデオデッキ固定金具をビデオデッキ用のハンガーの側板内面に上下に移動させ、ビデオデッキ用ハンガーに載置したビデオデッキの上面をビデオデッキ固定金具の上押さえ片で押圧することができるので、さまざまな大きさのビデオデッキを設置して固定することができる。

請求項2のテレビハンガーによれば、取付ネジを緩めてビデオデッキ固定

金具を、上下に開口した長孔に沿ってスライドさせ、ビデオデッキの上面を該ビデオデッキ固定金具の上押さえ片で押圧した後、取付ネジを側板の外側から長孔を通してビデオデッキ固定金具に螺合することにより、簡単に且つ強固に固定することができる。

## 2 引用刊行物 1 の内容

これに対し、引用刊行物 1 は、乙第 2 号証の図面によれば、天井から吊り下げられたテレビセットを支える装置に係る考案であって、その第 3 欄 2 3 行目ないし 3 8 行目には、次の記載があることが認められる。

「キャビネット 1 2 は長方形の箱体のような形状で、テレビセット 4 4 を支え、保護するに適した上部 4 2 とビデオカセットレコーダー 4 8 を支え、保護するための下部 4 6 を伴っている。棚 5 0 はテレビセットを支えるためのキャビネット部とビデオカセットレコーダーを支える底部 5 2 の間に配置されている。セットの後方を下支えするよう配置された滑らせることが可能な詰め木 5 4 によって垂直から下方へのテレビセットスクリーン角位置の調節を行うことができる。詰め木は見るのに最適な位置にスクリーンの角度を調節するために動かすことが可能である。キャビネットの前方縁の出っ張り 5 5 は標題のテレビセットがすべり落ちないように保護する。キャビネットはまた位置を調節するため座金 3 6 に対するシャフト軸の周りを回転し、それによりキャビネットの前方は見るのに最適な位置に向くことができる。」

これらの記載及び図面 1 及び 3 によれば、引用刊行物 1 には、天井からテレビセットを吊り下げた状態に載置するテレビハンガーであって、テレビを棚 5 0 に載置する上部とビデオデッキを底部 5 2 に載置する下部を備えた箱体状キャビネット 1 2 から成るテレビハンガーの構成が示されているといえることができる。

3 本件考案 1 及び 2 と引用刊行物 1 の発明とを対比すれば、両者は後記(1)の点で一致し、後記(2)ないし(4)の点で相違する。

### (1) 一致点

天井からテレビ及びビデオデッキを吊り下げた状態に設置するテレビハンガーであること。

### (2) 相違点

本件考案 1 及び 2 が、テレビハンガー本体下方に箱体状のビデオデッキ用ハンガーを併設しているのに対し、引用刊行物 1 では、キャビネット全体が 1 つの箱体状であり、その中に上下を仕切る棚を設けて、その上部をテレビハンガーとし、その下部をビデオデッキ用ハンガーとしている。

### (3) 相違点

ビデオデッキを固定するための構成は、本件考案 1 及び 2 が、ビデオデッ

キ用ハンガーの両側板に、内方に突出させた、上押さえ片 2 2 a を有するビデオデッキ固定金具 2 2 を、上下にスライド自在に取り付け、載置したビデオデッキを上面から押圧して固定可能とするものであるのに対し、引用刊行物 1 におけるビデオデッキを固定するための構成は、特に設けられていない。

#### (4) 相違点

ビデオデッキを固定するための固定金具を上下にスライド自在に取り付けるための構成は、本件考案 2 が、上押さえ片 2 2 a と側片 2 2 b とよりなる L 型のビデオデッキ固定金具の側片 2 2 b を、ビデオデッキ用ハンガーの側板 5 a の内面に当接し、ビデオデッキ用ハンガーの側板 5 a の外側から上下に開口した長孔 2 4 を通って取付ネジ 2 5 の先端を挿入してビデオデッキ固定金具 2 2 に螺合させて取り付けることにより、ビデオデッキ固定金具 2 2 を上下にスライド自在としたものであるのに対し、引用刊行物 1 におけるビデオデッキを固定するための構成は、特に設けられていない。

##### 4(1) 相違点 についての検討

引用刊行物 1 のように 1 つの箱体であるキャビネットのテレビを載置する上部とビデオデッキを載置する下部とを、本件考案 1 及び 2 のように別々の箱体とし、この 2 つの箱体を併設することは、テレビとビデオデッキを近接して吊り下げることが可能とする点で、何ら技術思想を異にするものではなく、単なる設計事項であることは明らかである。

よって、引用刊行物 1 記載の発明から、引用刊行物 1 の箱体であるキャビネットを載置する上部とビデオデッキを載置する下部とを、別々の箱体とし、この 2 つを併設することは、当業者であれば容易に推考し得ることである。

##### (2) 相違点 についての検討

###### ア 本件考案 1 について

(ア) 引用刊行物 2 は、乙第 4 号証によれば、天井等からテレビを吊り下げ状態に設置するテレビハンガーに関する考案（考案の名称「組立式テレビフード」）についての公開実用新案公報である。

そして、乙第 4 号証の第 7 頁第 1 1 行目ないし第 1 4 行目には、「またサイドアーム 1 2 の上方に形成した長孔 2 2 には L 字形テレビ固定具 1 7 の垂直部に固定したボルト 2 3 を通し、該テレビ固定具 1 7 を位置調節自在に固定する。」と記載されており、同記載に対応する図面第 2 図も参酌すると、L 字形の固定具を上下に位置調整自在に固定可能として、この固定具の内方に突出した水平の片によりテレビを上から押圧して固定する考案であると認められる。また、引用刊行物 2 の上記記載内容によれば、「サイドアーム」「L 字形テレビ固定具 1 7」は、本件考案 1 の「両側板」「ビデオデッキ固定金具」に相当することが明らかである。よって、引用刊行物 2 に記載され

た考案は、テレビハンガーの両側板に、内方を突出させた上押さえ片を有するテレビ固定金具を、上下にスライド自在に取り付け、載置したテレビ上面から押圧して固定可能としたというものであると認められる。

(イ) ところで、テレビハンガーは、天井、壁等から吊り下げて人の頭上に設置するものであり、地震等に際し、テレビやビデオデッキがハンガー内から外部に落下することを防止する固定機能を具備していることが必要不可欠であることは自明の課題である。

そうすると、引用刊行物2に接した当業者が、同刊行物に記載されたテレビハンガーにおける前記テレビの固定構造を引用刊行物1のビデオデッキに適用して、相違点に係る本件考案1の構成を想到することは、極めて容易であったというべきである。

(ウ) これに対し、原告は、本件考案1は、構成要件B、C、Dにより、ビデオデッキを安定して保持させることができ、テレビハンガー全体を傾け、テレビとともにビデオデッキも一緒に傾げることで操作性を向上させることが可能となるといった顕著な作用効果を奏するものである点に特徴があると主張する。

しかし、本件考案1の構成要件には、原告が主張するような「テレビハンガー全体を傾け、テレビとともにビデオデッキも一緒に傾げる」という作用効果を得るための構成は何ら示されておらず、本件明細書の作用の欄にも効果の欄にもその旨の記載は全くないから、原告主張の作用効果を本件考案1の作用効果であると認めることはできない。

もっとも、本件明細書の段落【0013】及び図10には、テレビハンガー本体とビデオデッキ用ハンガーが一体的に傾けられることが記載されているが、実施例についての記載にすぎない上、本件考案1がテレビとともにビデオデッキも一緒に傾けることが特徴であるとの記載はない。また、テレビとともにビデオデッキも一緒に傾けることによって操作性を向上させることが可能となることを示唆する記載もない。

また、本件明細書の記載内容はひとまず措くとしても、テレビとともにビデオデッキも一体として傾けることによって操作性が向上するとは認め難い。すなわち、本件明細書段落【0003】【0005】【0016】には、テレビとビデオデッキの電源スイッチを入れる場合や、ビデオデッキにビデオカセットの出し入れを行う場合やテレビとビデオデッキのリモコンスイッチの操作等において、従来技術では難点があったとの記載があり、それを解決するためにテレビとビデオを近接して設置させることで、それらの操作が行い易くなることが記載されているところ、それらに関して、ビデオデッキとテレビとが近接していることに加え、両者が一体となって傾いていることに

何らかの特別な作用が生じると認めるに足りる事情は見当たらないからである。

さらに、原告は、ビデオデッキを下向きに傾ける必要性がなかったので、引用刊行物2のテレビの固定金具をビデオデッキの固定金具に転用することは想到が容易ではなかったと主張するが、地震等の場合に、テレビ及びビデオデッキの落下を防止する必要性があることが当然のことであることは、前記説示のとおりである。

よって、原告の主張はいずれも採用できない。

(エ) 以上によれば、本件考案1は、引用刊行物1及び2から当業者が想到することが容易であり、進歩性が否定されるべきである。

イ 本件考案2について

(ア) 相違点 及び について

これらの相違点に関する判断は、先に本件考案1について説示したところと同じである。

(イ) 相違点 について

a 引用刊行物2に示されている構成は、アにおいて認定説示したとおりであり、L字形テレビ固定具17の固定方法は、ハンガーの側面の板に上下に開口した長孔に締付具（ボルト、ネジ）を通してLの形をした固定部材を上下にスライドさせて任意の位置で固定可能とし、この固定部材により対象物を押圧する点で、本件考案2と同一である。

さらに、乙第20号証の公開実用新案公報（昭60-92288）には、任意の長さに調節可能とした後方金具や、後方金具の垂直部分に摺動可能に保持され、CRT本体を背面より固着する締付金具の技術が開示されており、乙第21号証の公開実用新案公報（平1-95157）では、長孔を摺動自在として、支持部材を押圧する技術が開示されている。これらの刊行物によれば、ケース内の収容物を固定金具等の部材、ボルト等の締付部材、ケース自体に設けられた長孔を利用して摺動自在に固定することは、本件実用新案登録出願前より広く一般に知られた方法であることが認められる。

b このような引用刊行物2の記載に、aに記載した周知技術も考慮すれば、当業者であれば、引用刊行物1に同2を組み合わせた場合に、引用刊行物1のキャビネット下部のビデオデッキ設置部に、引用刊行物2のテレビ用の「L字形テレビ固定具17」を転用して、相違点 に係る本件考案2のビデオデッキ用固定金具の取付構造とすることに、何ら障害はなく、当業者にとって、引用刊行物1及び同2に基づいて、本件考案2の考案を想到することはきわめて容易である。

よって、本件考案2は、引用刊行物1及び同2並びに周知技術により、当

業者であれば、きわめて容易に想到することができたというべきである。

5 以上によれば、本件考案1及び2は、実用新案法3条2項、1項3号の規定により、実用新案登録を受けることができないものであり、本件考案1及び2は、同法37条1項2号の無効事由を有することになる。そうすると、実用新案法30条、特許法104条の3により、実用新案権者である原告は、被告に対し本件実用新案権に基づく権利を行使することができない。

#### 〔論 説〕

1. 近年問題となっている、侵害裁判所において、特許権や実用新案権の有効性のうち、新規性のみならず、特許発明等の技術的進歩性の有無についても判断することが常套手段となっているのは、権利の実体となる「技術的範囲」の解釈は純粋に技術的になされるものではなく、法律的になされるものであることを意味している。即ち、独占排他的効力を発揮している特許権等の権利行使を認めることの前提として、特許・登録要件の具備の再チェックという評価行為がなされることである。

ただ、この場合、出願発明や出願考案の進歩性の有無の判断基準は、その出願日における当業者が有する通常の知識によってなされなければならないところ、裁判官においてはその古い過去にまで遡及して客観的に妥当な判断ができるかどうかの問題である。

ということは、特許104条の3は、現実に特許庁における審判過程を経ることなく裁判所が独自に判断することを認める規定であることへの疑問である。

2. 本件は、実用新案権の行使に対する権利濫用の判断をした事案であるが、その考え方は特許権のその場合と全く同じである。すると、意匠権の行使の場合に、意匠法3条2項（創作力）の適用を争う事案においても裁判所としては同様の判断することが可能かは疑問である。同条項は、裁判官が消費者の視覚ではなく、出願日に遡及して当業者（デザイナー）の立場から「日本国内又は外国において公然知られた形態」に基いて容易に意匠の創作ができたことを判断しなければならないのだが、裁判官らにはそのような能力は残念ながらないだろう。当事者の攻撃防御による主張と証拠を見て、どちらに軍配をあげるかだけを判断することが職務であってみれば、独自の見解をあえて出す必要はないだろう、傍論は別としても。

〔牛 木 理 一 〕